

1 計画策定の趣旨

わが国の障害者施策は、平成5年に「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、さらに同年12月には「心身障害者対策基本法」が改正されて「障害者基本法」となり、精神障害者についても位置づけられ、障害の区別を越えた障害者施策の方向が示されました。

その後、平成15年度から支援費制度により、障害のある人の自己決定に向けた取り組みが強化される中で、平成17年4月には発達障害者支援法が施行され、発達障害の定義と法的な位置づけが明確にされ、発達障害のある人に対する支援の充実が図られるようになりました。

さらに、平成18年4月1日には、障害のある人の自己決定と自己選択の尊重、市町村を基本とする仕組みへの統一と身体障害、知的障害、精神障害の制度の一元化、地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス基盤の整備を基本理念に、障害者自立支援法が施行されました。

また、愛知県においては、平成12年度に「21世紀あいち福祉ビジョン」(平成13年度～平成22年度)が策定され、障害のある人のための施策を含めた福祉施策を総合的に推進しています。

一宮市においては、平成9年度に「一宮市障害者基本計画」を策定し、障害のある人の福祉向上に努めてきましたが、平成17年4月に尾西市および木曾川町と合併し、新しい「一宮市」が誕生しました。さらに、社会生活環境、家族形態とその機能が大きく変化し、また、障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化などにより福祉ニーズも多様化してそれに伴う新たな課題も生じてきました。さらに、平成18年4月1日の障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスの制度が大きく変わってきました。

このようなことから、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「一宮市障害者基本計画」を策定しました。

2 計画の基本方針

1. 地域福祉の推進による障害者支援

6. 生活環境の整備

2. 障害福祉サービスと
専門的相談機能の充実

7. 社会参加と自己実現のための
活動機会の充実

3. 保健・医療の充実

8. 生活を支える情報提供

4. 療育・保育・教育環境の整備

9. 災害時における障害者支援

5. 雇用・就労の推進

3 計画の期間

平成18年度～平成27年度(2006年度～2015年度)までの10年間です。

施策の方針

1 地域福祉の推進による障害者支援

- 障害に関する知識についての啓発活動を推進し、障害に関する正しい知識の普及に努めます。
- ボランティアのコーディネート機能の強化を図るとともに、さまざまな連携を強化し、より効果的な障害者への支援の充実をめざします。
- 障害者と小中学生、ボランティア、一般市民との交流を促進します。また、各種イベントやふれあい事業が開催されています。これらのイベントについて、内容の充実を図ります。

2 障害福祉サービスと専門的相談機能の充実

- 障害者へのサービス拡充を働きかけ、在宅での生活支援を充実するとともに入所者の地域移行を推進します。
- さまざまな生活訓練や一時的な預かりサービスなどを充実し、日常における日中活動を支援します。
- 障害者の相談指導やリハビリテーション、情報提供などを総合的に行う相談支援事業の充実を図ります。
- 障害者が安定した日常生活を送るための日常生活支援を図るとともに、障害者に対する虐待や差別の防止および権利擁護に努めます。
- 自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害者などが適切なサービスを利用できるようケアマネジメントの充実を図ります。
- 障害に対しての理解や専門知識の向上など、障害者を支える人材の確保や資質の向上を図ります。

3 保健・医療の充実

- 障害や疾病の早期発見のため、健康診査の充実を図るとともに、的確な相談指導や治療機関の紹介などを行う体制づくりに努めます。
- 障害者の診療に関する情報提供が行われるよう、関係機関に働きかけるとともに、障害者の医療費の自己負担の軽減に努めます。

4 療育・保育・教育環境の整備

- 療育に関わる関係機関のネットワーク化を図り、療育指導の充実を図ります。
- 日常生活における基本的動作、集団生活への適応能力などの増進を図る施設などを管理・運営します。
- 障害児の発達や特性に即した保育、教育支援の充実を図ります。
- 特別支援教育における個別教育支援の充実を図ります。
- 小中学校における福祉体験学習などへの指導・支援を行います。
- 保育士、教師を対象に、障害児理解のための研修を進めます。

5 雇用・就労の推進

- 県障害者職業センターなどの活用を促進し、障害者の就業を支援するとともに、自立と社会経済活動への参加に向け必要な訓練などを行います。
- 国や県や関係機関と連携し、障害者雇用への理解を深めるため啓発活動を推進するとともに、各種助成制度の活用を推進します。
- 一般企業やハローワーク、障害者職業センターなどと連携して、障害者の雇用を支援する機能を持ったセンターの配置を検討します。

6 生活環境の整備

- グループホーム、ケアホームに居住している知的障害者および精神障害者に日常生活上の援助または介護を行う事業の拡充を、事業者に働きかけます。
- 居住支援を必要とする障害者に対し、居住施設の確保に努めます。
- 障害者が住みやすい住宅の普及のために、住宅整備資金の融資の活用を促進します。
- 公的な施設や道路などを障害のある人が利用しやすいよう整備します。
- 移動支援サービスの提供の拡充に努めるとともに、タクシー料金助成や福祉バス運行などの交通手段の確保のための支援を行います。
- 経済的基盤の充実のため、障害者手当や特別障害者手当などの給付を行います。

7 社会参加と自己実現のための活動機会の充実

- 手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援事業の利用を促進するとともに、障害者に関するシンボルマークの適切な使用と、市民の理解促進を図ります。
- 各公共機関において手話通訳者を適切に配置します。
- 視覚障害者の情報伝達装置としてパソコンの活用を促進するため、視覚障害者パソコン教室を開催します。
- 障害者の生涯学習活動や文化レクリエーション活動、スポーツ活動への参加を支援します。
- 障害者および家族などの団体の自主的活動への支援をします。

8 生活を支える情報提供

- 障害者のニーズに見合った適切な情報収集と情報提供により、サービスの普及に努めます。
- パソコンやファックスなど多様な媒体を活用しながら、積極的な情報提供を進めます。



9 災害時における障害者支援

- 障害者に対して、防災の知識についての啓発を行います。
- 災害時における救助・避難体制づくりを地域住民と連携して行います。
- 外出困難な重度身体障害者に病気や緊急時に簡便に通報できる電話機を貸与し、災害を含めた緊急時に連絡のできる体制を整えます。
- 避難所については、スロープ、仮設トイレ(車いす対応型)を備蓄し、バリアフリー化を推進します。
- 障害者を含め災害時の避難所などへ避難した人に対する心のケアの充実を図ります。
- 障害特性に応じた避難所のあり方を検討します。